

第2回中小企業等応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大きく減少している中小企業や個人事業者を対象に、事業の継続を下支えするための応援給付金を支給します。

支給額は

1事業者あたり

最大**20万円**

ただし、売上高や減少率等の条件によって5万円・10万円・20万円のいずれかの支給額となります。

受付期間:令和3年1月6日(水)~2月26日(金)

支給対象となる主な要件

詳細は裏面をご覧ください

市内に主たる事業所(事業を営む拠点)を有する事業者で、

- ① 前年同月比で売上高が20%以上減少していること
- ② 令和2年10月1日より前から継続して事業を営んでいること
- ③ 市税等の滞納がないこと

(ただし、令和2年度分の納税誓約がある者は支給の対象とします。)

支給対象者

★ 伊東市内に主たる事業所（事業を営む拠点）がある、中小企業及び個人事業者

支給の要件

- 令和2年11月又は12月の売上高が前年同月比で20%以上減少
※前年同月との比較ができない場合は、ご相談ください
- 令和2年10月1日より前から継続して事業を営んでいる
- 市税等の滞納がないこと（ただし、令和2年度分の納税誓約がある者は支給の対象とします。）
- 伊東市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと

支給額の算定方法

ステップA

減少率の算定

- 令和2年11月又は12月のうち、前年に比べて売上減少している任意のひと月を選択し売上高を確認（売上台帳、帳簿等）
- ①で選んだ月と、比較する前年同月の売上高を確認（売上台帳、帳簿等）
- ①、②で選択したひと月あたりの売上高に基づき、下記の式で減少率を算定

$$\text{「減少率」} = (1 - (\text{今年対象月売上} / \text{前年同月売上})) \times 100$$

ステップAで算定した減少率

50%以上

20~49%

20%未満

ステップB

売上高の確認

ステップAで用いた前年同月の売上高を確認

売上高の確認

ステップAで用いた前年同月の売上高を確認

対象外

前年比較したひと月あたりの売上高

支給（見込）額

20万円

5万円

10万円

申請手続きについて

受付期間: 令和3年1月6日(水)から2月26日(金)まで

その1 申請書の入手

伊東市ホームページから申請書をダウンロードして使用してください。

第2回伊東市中小企業等応援給付金 (URL)
<https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/covid19/50/8423.html>



※なお、インターネット環境を利用できない方は、郵送対応しますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

その2 申請書の作成

- 申請書兼請求書
- 誓約書
- 売上減少を比較するそれぞれの月の売上高の分かる書類（それぞれの月の売上台帳、売上帳簿の写しなど）
- 市内に主たる事業所があることの分かる書類（法人：会社概要、登記事項証明書の写しなど）（個人事業主：確定申告書や開業届の写しなど）
- 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写しなど）
- 振込先口座が分かる書類（通帳の写し）

※上記のほか、市外居住者の場合は納税証明書の写しなど、審査に必要な書類を求める場合があります。

その3 申請書の提出

感染拡大防止のため

「郵送」のみの受付となります。

《受付期間》
令和3年
1月6日(水)～2月26日(金)

郵送先
〒414-8555
伊東市大原2-1-1
伊東市役所 産業課内
中小企業等応援給付金担当
あて

【お問い合わせは、伊東市役所産業課】

応援給付金特設ダイヤル ☎0557-52-3305 (特設期間:1月6日～2月26日)

※2月26日以降は、☎0557-32-1731～1734へ

E-mail: sangyou@city.ito.shizuoka.jp

受付時間: 9時～17時 (※土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)